

事務担当者のための 日本年金機構

届出ガイド 追補

令和 7 年10月 社会保険研究所

○健康保険・被扶養者認定基準のうち、収入要件の一部見直し

本書 4 頁・Q 3 に記載している表の最下部に以下の記述を追加します。

※対象者（被保険者の配偶者は除く）が19歳以上23歳未満の
場合は「150万円未満」（令和 7 年10月 1 日から）